

岡山市立政田小学校 いじめ防止対策基本方針

2015年4月策定（2023年3月改訂）

1 はじめに

学校教育の現場において、「いじめ問題」が生徒指導上の緊急の課題となっている。また、社会情勢の変化や、情報技術の進歩によりインターネットへの動画や写真の投稿、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等への個人情報の流出問題など、新たな「いじめ問題」が生じており、いじめの様相はますます複雑化・潜在化していると言える。

そうした中、今一度すべての教職員が家庭や地域、専門機関と連携し、学校長のリーダーシップのもと、組織的に「いじめ問題」にとりくむことが求められている。

そこで、本校では「いじめ問題」を学校全体で正しく理解し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解決をしていくために「岡山市立政田小学校 いじめ防止対策基本方針」を作成した。

2 いじめ問題の基本的な考え方と認識について

【いじめとは】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法：第1章第2条（定義）より】

【いじめ問題の認識】

- どの学校・学級・児童にも起こりうるものである
- 人権侵害行為であり、人として許されるものではない
- 大人が気付きにくいものが多く、隠れて行われるものである
- いじめられる側が悪い、という認識は間違いである
- 教職員の児童感や指導の在り方が問われる問題である
- 家庭教育の在り方が大きな関わりを持っている
- 学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むもの

3 本校の実態

本校の児童は明るく素直で、学習にも真剣に取り組む姿勢が全般に見られると言える。しかし、自尊感情が低く、自信がないため意見を発さない、周りに流される児童も少なからずいる。また、周りとの関わりをもつ力が弱く、好ましい人間関係を築けない児童も見られる。児童数も少ないことから、固定化された学習・生活環境の中で6年間を過ごすことのメリット・デメリットが混在していると言える。

いじめ問題へのアンケート調査や、普段の児童観察から、遊び半分でからかわれたり、遊びの中で特定の子が嫌な思いをしている場面も発見されたりしたことがある。こうした「いじめ問題」は、本人や保護者からの訴えで認知されることが多いが、児童の様子から変化をすぐに見取れるよう、教職員が気を付けていかなければならない。そのために、日々の関わりをより充実させ、学級経営をもとに児童理解を深め、豊かで安定した学校生活を実現していくことが大切であると考えます。

4 いじめ防止等の対策にむけた組織作り

① 生徒指導・特別支援対策委員会（S T I）

月2回、各学年での動向や、問題傾向にあたる児童について、現状や指導についての情報交換、指導の方向性についての話し合いを行い児童理解を充実させる。

全教職員

② いじめ対策委員会

いじめ防止に向けた話し合い、または「いじめ問題」発生時の緊急対応会議の際に、情報の収集、統合、指導の方向性を話し合うことで解決を図る。

校長、教頭、教務、生徒指導主事、特別支援担当、養護教諭、担任、スクールカウンセラー

5 いじめ防止に向けた本校の取り組み

未然防止

○児童・学級の様子を知る。

- ・日々の教育活動の中で、児童の些細な変化から精神状態や人間関係を推し量る。
普段の会話、学習ノートの変化、日記のつぶやき、保護者との密な連絡、など
- ・実態把握に努める。
ふれあいアンケート、アセス、など

○好ましい人間関係を築く。

- ・児童同士の主体的な活動を通して、自己肯定感を養うことで居場所を認識できるようにする。
学級会、班活動、係活動、クラス遊び、学校行事、など

○豊かな心を育む。

- ・人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図る。
すべての教育活動の中で行われるものである

早期発見

○教職員と児童・保護者との人間関係づくりに努める。

- ・児童一人一人の個性を尊重し、児童の立場に立つ姿勢を大切にする。家庭との連絡・連携を密にする。
学級通信、連絡帳、電話連絡、家庭訪問、など

○教職員同士の連携を密にする。（報告・連絡・相談）

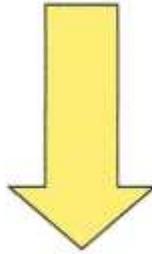
- ・教職員間で同じ方向性で児童理解、生徒指導を行う。
S T I における情報交換、共通理解、生徒指導研修、など

○教育相談の充実を図る。

- ・児童がいつでも安心して相談できる環境を整える。
教育相談室の利用、ふれあい週間の活用、保健室での相談、など

①いじめ情報のキャッチ

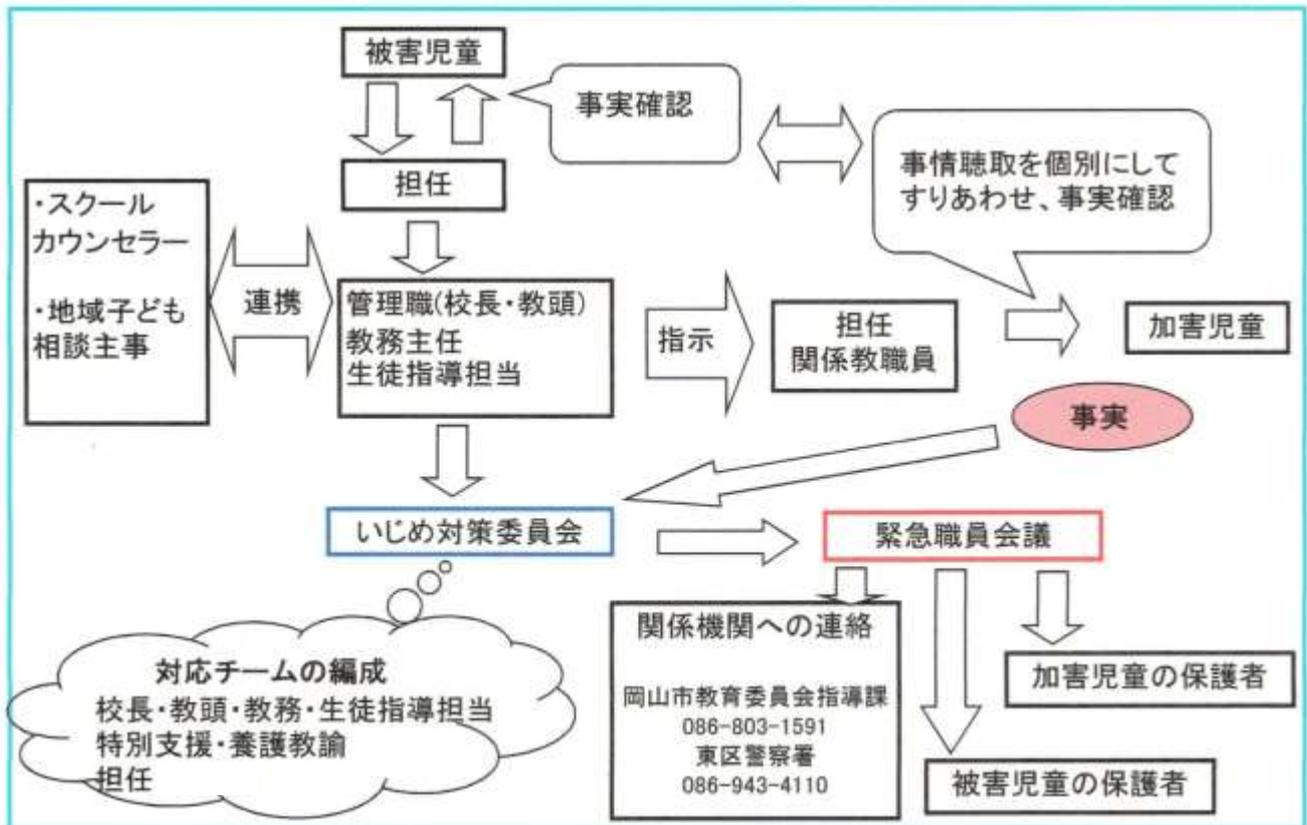
- ・いじめが疑われる言動
- ・日記などから気になる言葉
- ・子どもや保護者からの訴え
- ・「ふれあい」アンケートから
- ・担任外からの情報 など



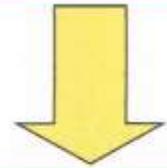
独断で判断して解決を焦らない

- ▲担任が陥りやすい傾向
 - ・自分の責任と思いきり、自分で解決しようとする。
 - ・指導力を否定されたと感じる
 - ・解決を焦る
 - ・隠ぺい
- ▲冷やかし、からかい、悪口、仲間外れの段階での早期発見と、すばやい対応と徹底的な指導をすることで、いじめの芽を断ち切る。

②報告・連絡・相談



- いじめを訴えてきた児童への対応
 - ・状況について、時間をかけてゆっくり、丁寧に聞く。
 - ・結論を誘導しない、本人の言葉を待つ。
 - ・本人の希望を十分に聞く。
 - ・担任ひとりでは判断しない。
- いじめたと訴えられた児童への対応
 - ・いじめを決めつけて話を聞かないよう気をつける。
 - ・事実を正確に把握
 - ・対応教員がチームを組み、事実を個別に聞いてすりあわせる。
- いじめ対策委員会
 - ・事実関係からいじめの実態について把握する。
 - ・いじめを訴えた児童を支援する具体的な対応策を考える。



③経過観察・指導



④未然防止